

教職員の懲戒処分について

令和7年2月5日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
広島北 特別支援学校 教諭 たかはし めいと 高橋 明大 (24歳)	懲戒免職	令和6年6月8日(土)午後8時から同月9日(日)午前2時30分頃までの間、山口県山口市内の飲食店で飲酒した後、同日午前3時55分頃から普通乗用自動車を運転し始め、同日午前4時33分頃、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、山口市下小鯖3170番地付近道路において、中央分離帯に自車を衝突させる事故を起こし、同年12月19日(木)、道路交通法違反の罪で、罰金50万円の略式命令を受けた。 これらの行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 小西 大輔
(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp

教職員の懲戒処分について

令和7年2月5日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県東部 公立中学校 教諭 (23歳)	戒告	令和6年12月上旬、自身の携帯電話を使用して、所属校の生徒との間で、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による私的な通話やメッセージのやり取りを行った。 この行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp